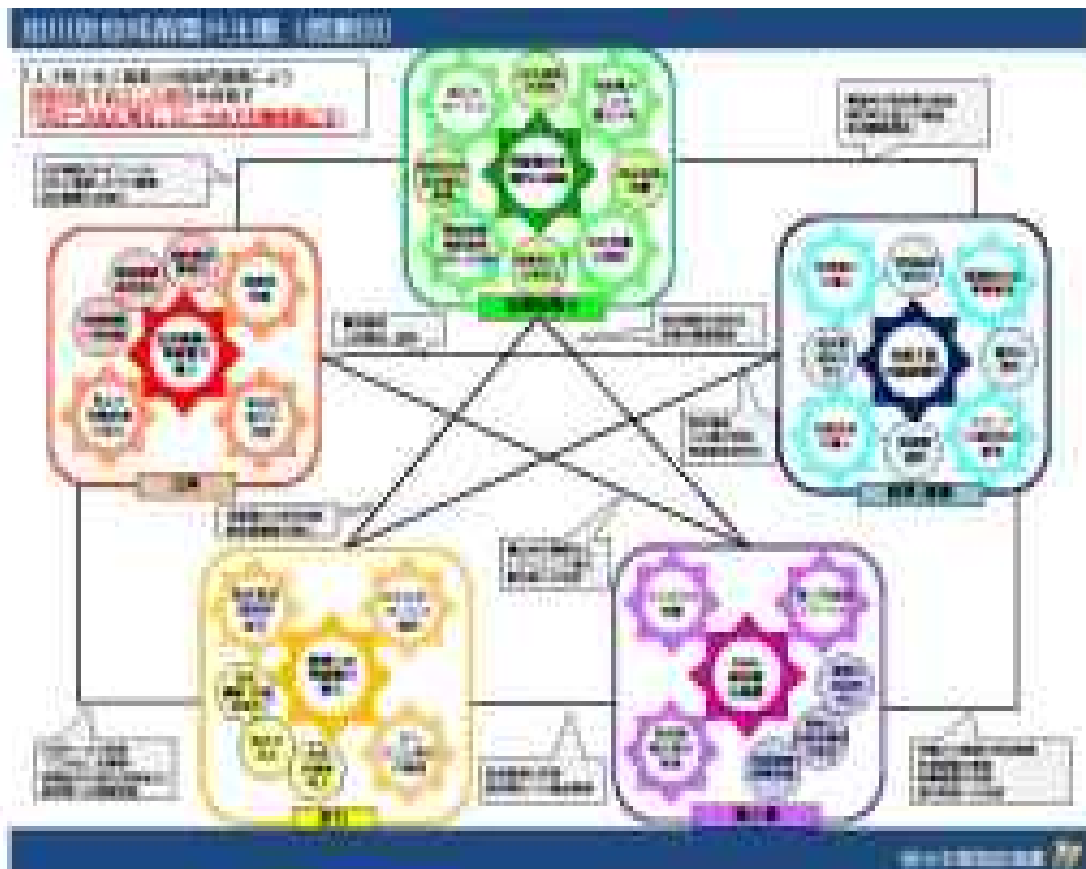


コラム6：地域循環共生圏の具体例

(1) 地産エネルギーによる活力と創造がもたらすスマートなまち“かけがわ” ～市民総オーナーシップによる掛川市の挑戦～ (掛川市)

掛川市は、2019（令和元）年7月に「掛川版地域循環共生圏構想」を発表しました。この構想は、主に市内の太陽光や風力などの再生可能エネルギーで発電した電力の地域内消費を展開することで、地域内経済循環を促進し地域活性化を図ろうというものです。そして、2020（令和2）年7月には、この構想の核となり小売電気事業と地域課題解決事業を行う「かけがわ報徳パワー（株）」を市民団体・事業者と共同で出資し設立しました。「かけがわ報徳パワー（株）」は、地産の再生可能エネルギーとICTを最適に活用し、市民の生活基盤を支えるサービスの質の向上と環境負荷低減による持続可能な地域社会の構築を図っていきます。そしてこの構想を実現し、市民が精神的な豊かさを実感できる「スマートな生活」を送れるよう、環境・仕事・教育・交通・福祉の「5つの分野のスマート化を目指し、各々の取組を展開していきます。同時に各分野の取組が分野間への相乗効果をもたらし、結果、SDGsへと進化させていくものです。



1
2
3 **コラム7：地域循環共生圏の具体例**

4 **(2) 御殿場エコガーデンシティ（御殿場市）**

5 御殿場市では、世界文化遺産富士山の麓にふさわしい、優れた環境と景観の形成と
6 産業・経済振興が好循環するまちの実現を目指し、「御殿場エコガーデンシティ構想」
7 に取り組んでいます。この構想の実現のため、産学官金の連携と市民の参画により、
8 6つの重点項目に基づく、プロジェクトが進められています。重点項目の一つである
9 再生可能エネルギー導入では、マイクロ水力発電普及促進やバイオマス利活用の推進
10 などに取り組んでいます。令和3年度からは部会制を導入し、ごみ減量やゼロカーボ
11 ンシティ推進等に向けた8つの部会を設置し、庁内各関係課
12 が担当となり、全庁的に取組を推進しています。また本取組
13 は県の「ふじのくにフロンティア推進エリア」の第一号として
14 認定されています。このように、地域特性や恵まれた自然
15 資源などを活かし、域内経済循環や地域の魅力向上を目指す
16 取組は、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏の
17 考え方とも合致しています。



第5章 将来像を実現するための施策展開

1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～



脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴うほどの化石燃料消費量の大幅な削減が必要です。

このため、県民、企業・団体等と連携し、徹底した省エネルギーに取り組むとともに、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進、吸収源対策の推進など、あらゆる政策手段の導入により、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。加えて、既に顕在化している気候変動の影響に適応するための取組を推進します。

成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
県内の温室効果ガス排出量の削減率 （2013年度比）（％）	△13.0％ （2018年度）	△32.6％	△46.6％
エネルギー消費量（産業＋運輸＋家庭＋業務部門）削減率（2013年度比） （％）	△6.5％ （2018年度）	△19.4％	△28.6％
再生可能エネルギー導入量 （原油換算：万kℓ）	49.7万kℓ （2019年度）	72.7万kℓ	84.7万kℓ
県内の電力消費量に対する再生可能エネルギー導入率（％）	17.2％ （2019年度）	26.0％	30.6％
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積（ha）	10,314 ha （2020年度）	毎年度 11,490 ha	毎年度 11,490 ha （2025年度）
木材生産量（万m ³ ）	42.1万m ³ （2020年）	毎年 50万m ³	毎年 50万m ³ （2025年）

1 施策展開

2 (1) 徹底した省エネルギー社会の実現

3 ・小柱①脱炭素経営の推進

4 ■現状と課題

- 5 ▶ 現状では、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量が県全体の約6割を占めています。
6 企業の自主的な温室効果ガス排出量削減に向け、環境に配慮した企業経営への転換
7 が求められていることから、静岡県温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画
8 書制度を活用した取組や中小企業等を総合的に支援していく仕組みを推進していく必要
9 があります。

11 ■主な取組

- 12 ▼事業者の自発的な温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を支援するため、県地球温
13 暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度を円滑に運営します。(くらし・環
14 境部 環境政策課)
- 15
- 16 ▼地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰します。(くらし・環
17 境部 環境政策課)
- 18
- 19 ▼中小企業の脱炭素経営の推進のため、人材育成、専門家派遣、設備導入支援等を実
20 施するとともに、これらの支援をワンストップで相談できる体制を構築し、中小企
21 業の脱炭素化に向けた取組を支援します。(経済産業部 エネルギー政策課、経営支
22 援課、商工金融課、くらし・環境部 環境政策課)
- 23
- 24 ▼環境性に優れた建築物の整備を推進するため、CASBEE静岡¹²を活用した建築
25 物の総合的な環境配慮の取組を促進します。(くらし・環境部 建築安全推進課)
- 26
- 27 ▼県内企業に対して、企業の自主的な温室効果ガス削減の取組であるSBT¹³、RE
28 100¹⁴、RE Action¹⁵などの参加を促進するため、再生可能エネルギー由来電気
29 等に関する取組事例や国・自治体等の助成制度などの情報提供を行います。(くらし・
30 環境部 環境政策課)
- 31
- 32 ▼カーボンニュートラル実現に向けて2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販
33 売の全てを電動車とする国の目標や、3D設計・自動運転など急速に進展するデジ
34 タル化に対応するため、地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究開発・

¹²静岡県建築物環境配慮制度

¹³Science Based Targets の略。パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

¹⁴Renewable Energy 100%の略。事業を100%再生可能エネルギーで賄うことを目標とすること。

¹⁵企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組み。

1 製品開発等の取組を支援します。(経済産業部 新産業集積課)

2
3 ▼地形的に優位な水源の活用によりCO₂排出量の削減を図るため、富士川・東駿河湾
4 工業用水道の施設統合を進めます。(企業局 水道企画課)

7 ・小柱②住宅・建築物の省エネルギー化

8 ■現状と課題

9 ➤ 住宅や建築物は、一度建築されると長期ストックとなる性質上、家庭・業務部門のカー
10 ボンニュートラルに向けて早急に取り組むべき分野です。供給側では建築士や中小工
11 務店における能力や習熟度向上等の省エネルギー技術を扱う体制の整備が必要です。また、
12 県民に対しては住宅・建築物の省エネルギー化が経済性、快適性に加え、健康や安
13 全面からも効果があることの普及啓発が必要です。

14 ■主な取組

15 ▼家庭部門の省エネルギー化の推進のため、Z E H¹⁶ (ネット・ゼロ・エネルギー・
16 ハウス)などの住宅の省エネルギー化を促進します。(くらし・環境部 環境政策課、
17 住まいづくり課)

18 ▼環境に配慮した良質な住宅ストックの普及、啓発を促進するため、民間団体等と協
19 力し、長期優良住宅などの省エネルギー性能、耐久性や耐震性が確保された住宅や、
20 健康で安心して暮らすことができる住宅に関する情報提供を行います。(くらし・環
21 境部 住まいづくり課)

22 ▼消費エネルギーを削減するため、県有建築物の整備におけるZ E B¹⁷ (ネット・ゼ
23 ロ・エネルギー・ビル)化を推進します。(交通基盤部 建築企画課、建築工事課、
24 県有施設所管課)

25 ▼県有建築物Z E B化設計指針を策定し、Z E B化を推進します。(交通基盤部 建築
26 企画課、設備課)

27 ▼長期間の炭素固定に貢献するため、県有建築物において県産材による木造化、木質
28 化を推進します。(交通基盤部 建築企画課、建築工事課、県有施設所管課)

¹⁶住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、
年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅

¹⁷高断熱化、自然エネルギー利用、高効率な設備システム等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を
実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目標
とした建築物

1
2 ・小柱③まちづくり、地域交通の脱炭素化

3 ■現状と課題

- 4 ▶ 社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生している
5 ことを踏まえ、脱炭素化に資する集約連携型都市構造の実現に向け、居住や都市機能の
6 集約、交通ネットワークの充実などの取組を進める必要があります。

7
8 ■主な取組

- 9 ▼次世代自動車の導入を促進するため、自動車メーカーと自治体等が連携して普及に
10 取り組むとともに、災害による停電時に非常用電源としての有用性を啓発します。

11 (経済産業部 エネルギー政策課)

- 12
13 ▼次世代自動車の運転環境を整えるため、事業者による水素ステーションの設置など
14 に対する支援をします。(経済産業部 エネルギー政策課)

- 15
16 ▼公用車はガソリン車を廃止し、電動車化を推進します。(出納局 用度課)

- 17
18 ▼自動車交通などから排出される温室効果ガスの削減を図るため、道路の交通渋滞の
19 解消に取り組めます。(交通基盤部 道路企画課、街路整備課)

- 20
21 ▼消費する電力を削減するため、道路照明灯のLED化に取り組めます。(交通基盤部
22 道路企画課)

- 23
24 ▼ドライバーから見やすく、かつ電球型と比べ消費電力が大幅に少ない低コスト型LED
25 信号灯器の整備を推進します。(警察本部 交通規制課)

- 26
27 ▼静岡県自転車活用推進計画に基づき、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」など
28 を通じて、自転車利用を促進します。(スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課)

- 29
30 ▼都市計画のマスタープランに脱炭素都市づくりの観点を位置づけ、環境への負荷が
31 低減された集約型の都市づくりを促進します。(交通基盤部 都市計画課)

- 32
33 ▼物輸送の効率化や物流拠点の集約化など効率的な物流により脱炭素化を図るととも
34 に、物流施設における太陽光発電等の新エネルギーの活用を促進します。(知事直轄
35 組織 総合政策課)

- 36
37 ▼港湾地域の脱炭素化に向け、清水港、田子の浦港、御前崎港において、カーボンニ
38 ュートラルポート(CNP)形成計画を策定します。(交通基盤部 港湾企画課)

1 ・小柱④ライフスタイルの転換

2 ■現状と課題

- 3 ➤ 脱炭素社会の実現への視点を取り入れたライフスタイルへの転換を促すため、県民が
4 日常生活において温室効果ガス排出量等を踏まえた具体的な行動を起こすきっかけとな
5 る県民運動の更なる展開を図る必要があります。

7 ■主な取組

8 ▼家庭部門の温室効果ガス排出削減に寄与する、県民の脱炭素型ライフスタイルへの
9 転換のため、企業、市町、NPOなどとの連携により、県民運動ふじのくにCOO
10 Lチャレンジ「クルポ」の取組の充実を図ります。(くらし・環境部 環境政策課)

11
12 ▼地域における地球温暖化防止活動を実践するリーダーとして、静岡県地球温暖化防
13 止活動推進員を委嘱するとともに、推進員のレベルアップのための勉強会等を開催
14 します。(くらし・環境部 環境政策課)

15
16 ▼家庭のエネルギー使用量や用途を診断し、省エネルギー対策のアドバイスを実施し
17 ます。(くらし・環境部 環境政策課)

18
19 ▼在宅勤務により出勤等の移動に伴うCO₂排出量を削減するため、自宅におけるテレ
20 ワーク環境整備を促進します。(くらし・環境部 住まいづくり課)

21
22 ▼緩和策の普及啓発ツールを作成し、日常的に掲示し、目に触れる機会を増やすこと
23 により地球温暖化防止行動を促進します。(くらし・環境部 環境政策課)

26 ・小柱⑤フロン等その他温室効果ガスの削減

27 ■現状と課題

- 28 ➤ 二酸化炭素に比べて温室効果の高いハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は、冷
29 凍空調機器類の冷媒等に広く使用されており、排出量が近年増加しています。これらの
30 機器からの漏えいを防止するため、適切な管理や廃棄等の周知を図る必要があります。

32 ■主な取組

33 ▼業務用冷凍空調機器等からの整備時及び廃棄時におけるフロン類の漏えい防止を図
34 るため、業界団体等との連携により、機器管理者、フロン類充填回収業者、解体業
35 者・廃棄物リサイクル業者等を対象に、法制度の周知や管理点検の徹底などの指導・
36 助言を実施します。(くらし・環境部 環境政策課)

37
38 ▼「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、

1 等に基づき、機器管理者やフロン類充填回収業者への立入検査などを実施し、適正
2 な回収と処理を促進します。(くらし・環境部 環境政策課)

3
4 ▼オゾン層を破壊せず温室効果も低い冷媒を使用した機器への代替を促進するため、
5 国等の補助制度や県の中小企業向け融資制度の情報提供、ノンフロンマークの周知
6 を図ります。(くらし・環境部 環境政策課)

10 (2) エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

11 ・小柱①地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進

12 ■現状と課題

13 ➤ 設備導入に係る負担軽減等により太陽熱利用設備、小水力発電及びバイオマス等の利
14 活用の促進を支援したことから、小規模設備の導入が着実に増加しています。今後も本
15 県の豊かな資源を活用した、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネ
16 ルギーの地産地消を推進するため、適地の確保や地域の理解を得るための取組などを促
17 進することが必要です。

18 ■主な取組

19 ▼将来にわたって地域における安定電源を確保するため、再生可能エネルギーを中心
20 とした地域の自立分散型エネルギーシステム構築を支援します。(経済産業部 エネ
21 ルギー政策課)

22
23
24 ▼太陽光発電の導入を図るとともに、再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、
25 住宅用太陽光発電と蓄電池の普及促進を図ります。(経済産業部 エネルギー政策
26 課)

27
28 ▼再生可能エネルギーの活用が、災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、
29 地域経済の活性化につながることを周知します。(経済産業部 エネルギー政策課)

30
31 ▼再生可能エネルギーの利用を拡大するため、全国でもトップクラスの日照環境や豊
32 かな水、森林等の地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電や小水力発電、バ
33 イオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。(経済産業部 エネ
34 ルギー政策課)

35
36 ▼土地改良区の維持管理費の軽減、エネルギーの地産地消を進めるため、農業水利施
37 設を活用した小水力発電の導入を図るとともに、「静岡県農業水利施設を活用した小
38 水力等利用推進協議会」の活動等を通じた民間事業者等の取組を支援します。(経済

1 産業部 農地保全課)

2
3 ▼地下水の熱を空調等に活用する省エネルギー効果の高い熱交換システムについて、
4 適地マップ、導入マニュアルの広報を通して普及を図ります。(くらし・環境部 環
5 境政策課)

6
7 ▼公共施設に再生可能エネルギーや高効率空調・照明を積極的に導入し、省エネルギ
8 ー機器の普及啓発にも活用します。(県有施設所管課)

9
10 ▼「富士山静岡空港西側県有地活用方針」に基づき、民間事業者による空港西側県有
11 地への太陽光発電施設等の設置を促進します。(スポーツ・文化観光部 空港管理課)

12
13 ▼富士山静岡空港が空港脱炭素化に向けた国土交通省の重点調査空港に選定されたこ
14 とから、今後策定される国の支援策を踏まえつつ、運営権者と連携し、富士山静岡
15 空港の再生エネルギー拠点化を推進します。(スポーツ・文化観光部 空港管理課)

16
17 ▼新設する上屋や港湾関連施設に太陽光発電施設を設置し、創出したエネルギーを港
18 内で活用します。(交通基盤部 港湾企画課、港湾整備課)

21 ・小柱②水素エネルギー等の活用促進

22 ■現状と課題

- 23 ➤ 水素エネルギーは、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであり、産業における
24 新たなエネルギーとしての活用が期待されており、これまでも国と連携し、水素エネル
25 ギーステーションの整備等を進めてきました。さらなる水素の利活用拡大のため、水素
26 活用技術の開発や燃料電池自動車（F C V）等の導入による需要の拡大が必要です。

27 ■主な取組

28 ▼カーボンニュートラルに必要な不可欠な二次エネルギーである水素エネルギーの利用
29 を拡大するため、水素エネルギーの導入やモデルとなる先進的取組を支援し、需要
30 の拡大を図ります。(経済産業部 エネルギー政策課)

31
32
33 ▼運輸部門の脱炭素化と水素エネルギーの利用拡大を図るため、F C Vなど水素エネ
34 ルギーを活用した輸送用機器等の導入を促進します。(経済産業部 エネルギー政策
35 課)

36
37 ▼低環境負荷型の業務艇の導入や輸送車両等での水素エネルギーの活用促進を図りま
38 す。(交通基盤部 港湾企画課、港湾整備課)

1
2 ▼次世代自動車の運転環境を整えるため、事業者による水素ステーションの設置など
3 に対する支援をします。(経済産業部 エネルギー政策課)

4
5 ▼水素エネルギーの利便性の高さや燃焼時に二酸化炭素を排出しないメリット等を広
6 報し、水素エネルギーに関する県民の理解の向上を図ります。(経済産業部 エネル
7 ギー政策課)

11 (3) 技術革新の推進

12 ・小柱①環境、エネルギー関連産業の振興

13 ■現状と課題

- 14 ➤ 本県の多様な地域資源を活用した新エネルギー事業への参入増加が期待される中、環
15 境、エネルギー関連産業への参入を目指す企業に対して、支援機関と連携し、技術相談
16 から研究開発、事業化、販路開拓までを一貫して支援していくことが必要です。

18 ■主な取組

19 ▼地域企業による地域資源を活用したエネルギー関連事業や水素エネルギー分野にお
20 けるビジネス参入を促進するため、技術開発や需要創出を支援します。(経済産業部
21 エネルギー政策課)

22
23 ▼バイオマスによる発電設備や熱電供給設備（コージェネレーションシステム）等の
24 導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。(経済産業
25 部 エネルギー政策課)

26
27 ▼未利用資源をエネルギーとして有効活用するため、家畜排せつ物のエネルギー資源
28 化等の研究・普及を促進します。(経済産業部 農業戦略課)

29
30 ▼農業水利施設等を管理する土地改良区の経営基盤の強化を図るため、農業用水を活
31 用した小水力発電施設の導入を推進します。(経済産業部 農地保全課)

34 ・小柱②新技術等の研究開発の支援

35 ■現状と課題

- 36 ➤ 自動車産業では、国は2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車
37 とする目標を掲げており、EV化の進展に伴う産業構造・ビジネスモデルの大きな変化
38 に対して官民が連携して乗り越えていくため、次世代自動車センター浜松を拠点に、中

1 小部品メーカーが有する固有技術の高度化や、これを活用した研究開発から事業化まで
2 の一貫した支援をしていくことが必要です。

3 植物由来の環境対応素材であるCNFについては、将来的に大きな市場への展開が期
4 待される自動車や家電、建材などを含めた様々な分野での製品（用途）開発を促進して
5 いく必要があります。

7 ■主な取組

8 ▼新たなエネルギー産業の創出を促進するため、大学や研究機関の研究シーズと企業
9 とのマッチングを図り、共同研究や実証事業を進めて技術開発を支援します。（経済
10 産業部 エネルギー政策課）

11
12 ▼水素エネルギーの活用や普及のため、水素エネルギー関連の技術や製品の開発を支
13 援します。（経済産業部 エネルギー政策課）

14
15 ▼カーボンニュートラルの実現に向けて2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車
16 販売の全てを電動車とする国の目標や、3D設計・自動運転など急速に進展するデ
17 ジタル化に対応するため、地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究開
18 発・製品開発等の取組を支援します。（経済産業部 新産業集積課）

19
20 ▼植物由来でカーボンニュートラルを実現する素材として注目されるCNFについて、
21 将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含めた様々な
22 産業分野での用途開発を促進するため、試作品開発への助成やコーディネータによ
23 るマッチング支援などに取り組みます。（経済産業部 新産業集積課）

24
25 ▼ふじのくにCNF研究開発センターを拠点として、県工業技術研究所と静岡大学や
26 地域企業との共同研究を推進します。（経済産業部 新産業集積課）

27
28 ▼次世代自動車やCNF等に関する事業に取り組む中小企業に対して、利子補給によ
29 る資金調達支援を行います。（経済産業部 商工金融課）

33 （4）吸収源対策の推進

34 ・小柱①森林吸収源の確保

35 ■現状と課題

36 ➤ 市町及び林業経営体が行う間伐等への支援、治山事業、森の力再生事業などにより、
37 吸収源となる森林の整備・保全を着実に実施しています。水源のかん養や災害の防止に
38 加え、二酸化炭素を吸収・固定することでカーボンニュートラルに貢献する森林の公益

1 的機能の維持・増進が今後一層重要となります。そのため、デジタル技術や先端技術も
2 活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林や間伐などの森林整備の取組を強化するとと
3 もに、引き続き森林の適正な管理・保全を進める必要があります。

4 5 ■主な取組

6 ▼間伐などの適切な森林整備の着実な実施と、林道や森林作業道を効果的に組み合わ
7 せた林内路網の整備を促進します。(経済産業部 森林整備課)

8
9 ▼林業経営体や森林所有者などが行う森林経営計画の作成、間伐等の実施を支援する
10 ことにより、計画的な森林整備を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林整備
11 課)

12
13 ▼「静岡悠久の森」を自然環境財として管理し、県民参加の森づくり活動の場として
14 活用するとともに、計画的な森林整備を実施していきます。(くらし・環境部 環境
15 ふれあい課)

16
17 ▼二酸化炭素の吸収・固定を活性化するため、低コスト主伐・再造林一貫作業システ
18 ムの定着、効果的な獣害対策の普及、優良品種（エリートツリー¹⁸）苗木の生産体
19 制の確立などにより、森林の若返りを図る主伐・再造林を促進します。(経済産業部
20 森林計画課、森林整備課)

21
22 ▼二酸化炭素の吸収に優れる生育の早い樹種（早生樹）による造林技術等を検討しま
23 す。(経済産業部 農業戦略課、森林計画課)

24
25 ▼森林の公益的機能を回復させるため、公益性が高いにも関わらず、所有者自ら整備
26 することが困難な荒廃森林を再生する森の力再生事業を推進します。(経済産業部
27 森林計画課)

28
29 ▼保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進します。(経済産
30 業部 森林保全課)

31
32 ▼森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用し
33 ます。(経済産業部 森林計画課、森林保全課)

34
35 ▼森林の適切な管理・整備に向けた森林クラウドの構築やデジタル高精度森林情報の
36 整備と活用支援などのプラットフォームの強化により、森林分野のDXを促進しま

¹⁸特に優れた性質の樹木を選抜したもの。一般的なスギ・ヒノキと比較して、材積成長が1.5倍以上、強度が平均値以上、花粉量が50%以下などの基準に基づき農林水産大臣が指定。

1 す。(経済産業部 森林計画課)

2
3 ▼森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町が行う森林管理・整備の円滑な実施
4 を支援します。(経済産業部 森林計画課)

5
6 ▼森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した新たな取組による森林の経
7 営管理や整備を促進します。(経済産業部 森林計画課、くらし・環境部 環境ふれ
8 あい課)

9
10 ▼林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識、林業及びデジタル技術の習
11 得を支援し、森林技術者の確保及び育成を図ります。(経済産業部 林業振興課)

12
13 ▼県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通
14 じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。(経
15 済産業部 森林計画課、くらし・環境部 環境ふれあい課)

16 17 18 ・小柱②森林資源の循環利用の促進

19 ■現状と課題

- 20 ➤ 県産材の安定供給と需要拡大に取り組んだ結果、木材生産量は着実に増加しています。
21 森林資源量は年々増加し、木材として利用できる資源が充実する一方、循環利用に向け
22 ては、高い林齢に偏った資源構成の平準化が必要です。木材生産の効率を高めるため
23 も、主伐とその後の再生林を促進する必要があります。二酸化炭素を吸収・固定した森
24 林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林
25 整備等と併せて、都市部等での建築物の木造化・木質化など、県産材の一層の利用拡大
26 が重要です。さらに、化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで二酸化炭素
27 の排出削減に寄与する木質バイオマスの供給拡大も求められています。

28 29 ■主な取組

30 ▼公共施設整備や土木工事における県産材の率先利用とともに、住宅や非住宅建築物
31 における県産材製品の利用を促進します。(経済産業部 林業振興課)

32
33 ▼県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及
34 に取り組みます。(経済産業部 林業振興課)

35
36 ▼県産材の安定的な供給体制を確立するため、デジタル技術や先端技術の実証と普及
37 により、現場実装を促進し、林業経営の生産性や労働安全性の向上を図る林業イノ
38 ベーションを推進します。(経済産業部 森林計画課)

1
2 ▼森林施業の集約化、路網整備、機械化等を一体的に促進します。(経済産業部 森林
3 整備課、林業振興課)

4
5 ▼県内各地に生産団地を設定し、持続可能な森林経営に基づく世界基準の森林認証取
6 得と、森林認証材の供給基盤の整備を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林
7 整備課)

8
9 ▼木質バイオマスを安定供給するため、林地残材、広葉樹等の未利用資源の供給体制
10 整備を促進します。(経済産業部 森林整備課)

11
12 ▼植栽から収穫までの循環サイクルを早めた木質バイオマス用材等を生産する早生樹
13 等の森林の造成・育成を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林整備課)

14 15 16 ・小柱③ブルーカーボン等その他の吸収源対策

17 ■現状と課題

- 18 ➤ ブルーカーボンは、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の
19 炭素を指し、その吸収源として、浅海域に分布する藻場や干潟などがあり、森林以外の
20 吸収源として注目されています。ブルーカーボンの増加に向けた取組をはじめ、農地の
21 炭素貯蔵機能の発揮など、森林以外のその他の吸収源対策もあわせて推進する必要があ
22 ります。

23 24 ■主な取組

25 ▼海域における炭素吸収性能を含めた藻類の機能・効能に関する研究開発や、生育量
26 の維持、回復、育成に取り組みます。(経済産業部 水産振興課、水産資源課)

27
28 ▼種苗移植等による藻場の造成や、漁業者等による母藻投入、植食性魚類や雑藻の駆
29 除等の活動支援により、藻場の回復、育成を図ります。(経済産業部 水産振興課、
30 水産資源課)

31
32 ▼県内主要農耕地の土壌環境、炭素含有量の実態を明らかにするとともに、有機物施
33 用と土壌炭素蓄積との関係を調査します。(経済産業部 農業戦略課)

34
35 ▼世界農業遺産「静岡の茶草場農法」は、茶草場から刈り取った草や茶樹の枝条を茶
36 園に投入することで、土壌中の炭素貯留効果が期待されることから、こうした機能
37 をPRし、同農法の維持・継承に向けた取組を支援します。(経済産業部 お茶振興
38 課)

1 (5) 気候変動影響への適応

2 ・小柱①農林水産業への影響把握と対策

3 ■現状と課題

- 4 ➤ 本県ではみかん、茶、わさび等の農産物が全国産出額に占める割合が高くなっています。
5 温暖化の進行により品質や収量の低下のおそれがあるため、耐暑性のある品種や、
6 高温化による影響を最小限化した生産技術の開発や普及を図る必要があります。

7
8 ■主な取組

- 9 ▼農業全般において、高温少雨・台風など気象災害が発生するおそれがある場合に、
10 対応技術の広報を行います。(経済産業部 農業戦略課)
- 11
- 12 ▼施設野菜や施設花きの収量や品質を高めるため、温度、湿度、二酸化炭素濃度など
13 を管理・制御する高度環境制御機器やヒートポンプ等の導入を推進します。(経済産
14 業部 農芸振興課)
- 15
- 16 ▼温暖化条件下でも果実品質や樹体生育に影響の少ない果樹品種・品目、果実の長期
17 貯蔵技術、高温障害や病虫害被害などを軽減する栽培技術を開発・普及します。(経
18 済産業部 農業戦略課)
- 19
- 20 ▼気候変動リスクに対応して、春季の遅霜対策として防霜技術の普及や、夏季の異常
21 高温、干ばつ対策としてかん水技術の普及を推進します。(経済産業部 農業戦略課)
- 22
- 23 ▼農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的、社会的状況の変化などによって機
24 能が低下した農業用排水施設などの整備に取り組みます。(経済産業部 農地保全
25 課)
- 26
- 27 ▼調査船や人工衛星などの情報を活用し、関係研究機関とも連携して、環境や水産資
28 源の長期的な変化を高精度に把握・予測する研究に取り組みます。(経済産業部 水
29 産振興課)

30
31
32 ・小柱②災害に強い地域づくり

33 ■現状と課題

- 34 ➤ 全国的に1時間降水量50mm以上の年間発生回数の増加傾向がみられ、今後も増加する
35 可能性が高いと予想されています。災害による被害を軽減するため、災害防止設備の整
36 備や被災リスクのある住民への周知を図る必要があります。

1 ■主な取組

2 ▼気象警報などの気象情報や避難指示などの防災情報を多様な媒体を通じて、適時適
3 切に県民に提供します。(危機管理部 危機対策課、危機情報課)

4
5 ▼洪水氾濫などによる被害を軽減するため、流域治水協議会や大規模氾濫減災協議会
6 等において市町をはじめ関係機関との連携により取りまとめた取組のフォローアッ
7 プを行い、ハード・ソフト両面が一体となった総合的な取組を推進します。(交通基
8 盤部 河川企画課、土木防災課)

9
10 ▼大規模災害時において、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速
11 に行うため、地震災害に強い基盤整備を推進します。(交通基盤部 道路整備課、道
12 路保全課)

13
14 ▼一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害防止のため、河川や排水施設
15 の整備を推進します。(交通基盤部 河川海岸整備課、生活排水課)

16
17 ▼県民が安全に避難できるよう、市町との連携や支援により、ハザードマップや避難
18 指示発令の判断基準などの情報を住民に適切に提供するとともに、災害リスクに対
19 する住民理解の促進を図ります。(危機管理部 危機対策課)

20
21 ▼港湾流通機能及び水産物流通機能の維持・確保の観点や、災害時の救援活動や物資
22 輸送などの観点から、大規模自然災害に備えた施設の対応力を強化します。(交通基
23 盤部 漁港整備課、港湾整備課)

24
25 ▼海岸の整備にあたっては、高潮、津波などから海岸を防護しつつ、養浜などにより
26 生物の成育、生息地の確保や景観への配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。
27 (交通基盤部 河川海岸整備課、漁港整備課、港湾整備課)

28
29 ▼土砂災害発生時における住民の安全・安心を確保するため、土砂災害防止施設の整
30 備を推進するとともに、土砂災害警戒区域を周知し、市町が行う警戒避難体制の整
31 備を支援します。また、高精度な地図を活用して土砂災害のおそれのある区域の有
32 無を確認し、必要に応じて土砂災害警戒区域の指定を行います。(交通基盤部 砂防
33 課)

34
35 ▼山地災害に強い森林づくりのため、山地災害防止施設や森林の整備などの治山事業、
36 荒廃森林の再生を図る森の力再生事業を推進します。(経済産業部 森林保全課、森
37 林計画課)

1
2 **・小柱③健康被害対策**

3 **■現状と課題**

- 4 ➤ 地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響で県内の平均気温は長期的に上昇し、
5 暑熱による超過死亡の増加や熱中症搬送者数に増加がみられるため、高温注意情報を基
6 に住民への周知を図る必要があります。

7
8 **■主な取組**

9 ▼ホームページ・ポスター、各種イベント・講習会などによる啓発や、熱中症警戒ア
10 ラートを基にした同報無線などを利用した広報など、熱中症予防に資する情報提供
11 を行います。(健康福祉部 健康増進課)

12
13 ▼熱中症を予防するため、県内各地に温湿度計を設置し、WEBマップによる熱中症
14 情報共有システムを構築します。(くらし・環境部 環境政策課)

15
16 ▼高等学校の空調設備の整備を計画的に行うとともに、設置後については、適切な運
17 用を行います。(教育委員会 教育施設課)

18
19 ▼農作業は炎天下や急斜面などの厳しい労働条件の下で行われている場合もあること
20 から、農作業の省力化、自動化、軽労力化を可能にするスマート農業技術の開発と
21 現場実装の促進に取り組みます。(経済産業部 農業戦略課)

22
23
24 **・小柱④適応の普及啓発**

25 **■現状と課題**

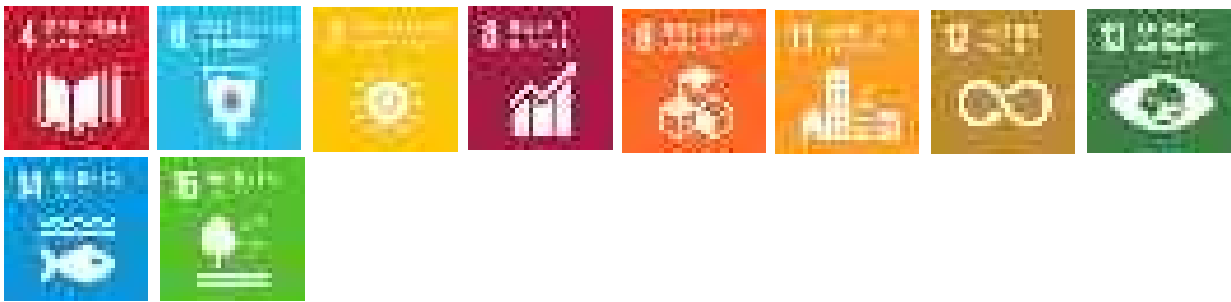
- 26 ➤ 気候変動の影響に関する情報や適応に関する取組事例などの把握に努め、情報提供を
27 行うことにより、県民・事業者の自主的かつ積極的な「適応」の取組を促進する必要が
28 あります。

29
30 **■主な取組**

31 ▼気候変動の影響による被害の回避・軽減を図るため、ふじのくに地球環境史ミュー
32 ジウムにおける常設展示、パネル・リーフレットの作成などの普及啓発や、県気候
33 変動適応センターによる調査・情報提供等を行います。(くらし・環境部 環境政策
34 課)

35
36 ▼緩和策の普及啓発ツールを作成し、日常的に掲示し、目に触れる機会を増やすこと
37 により地球温暖化防止行動を促進します。(くらし・環境部 環境政策課)

2 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～



従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、地球環境に大きな負荷をかけており、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。こうした中、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化するサーキュラーエコノミーへの移行が求められています。

このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などライフサイクル全体で、廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理などの取組をより一層推進するとともに、資源としてのプラスチックの循環利用の高度化を目指すなど、サーキュラーエコノミーへの移行に取り組んでいきます。

成果指標

指標名(単位)	現状値	中間目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)(g/人・日)	885 g/人・日 (2019年度)	853 g/人・日 以下	826 g/人・日 以下
一般廃棄物最終処分量(1人1日当たり)(g/人・日)	43 g/人・日 (2019年度)	39 g/人・日	37 g/人・日以下
産業廃棄物最終処分量(千t/年)	229 千t/年 (2019年度)	毎年度 229 千t以下	毎年度 229 千t以下

施策展開

(1) 3Rの推進

・小柱①発生抑制・再使用の推進

■現状と課題

- 一般廃棄物排出量は、日常生活における削減及び低減の取組により、十数年間減少傾向が続いていたものの、近年は減少が足踏みしています。1人1日当たりの排出量を生活系・事業系の内訳で見ると、生活系は減少している一方、事業系はほぼ横ばいとなっています。また、2020年から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式が変化しつつあり、今後の廃棄物の排出状況にも変化が予想されます。このため、日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発

1 を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続する必要があります。
2 す。

3 4 ■主な取組

5 ▼日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生
6 活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続し、3Rを推進します。(く
7 らし・環境部 廃棄物リサイクル課)

8
9 ▼家庭系、事業系それぞれの食品ロスの削減の取組を推進します。(くらし・環境部 廃
10 棄物リサイクル課)

11
12 ▼各種リサイクル法に基づき、各分野のリサイクルを推進します。(くらし・環境部 廃
13 棄物リサイクル課)

14
15 ▼一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進する方策の一つとしてごみ処理の
16 有料化の検討を行うよう市町へ働きかけます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル
17 課)

18
19 ▼高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、
20 燃やさざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進します。(く
21 らし・環境部 廃棄物リサイクル課)

22
23 ▼リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であるこ
24 とを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会
25 など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼
26 びかけます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

27 28 29 ・小柱②プラスチックごみ対策の推進

30 ■現状と課題

31 ➤ プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となってお
32 り、プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑
33 制するとともに、ポイ捨て防止や回収などの意識啓発を図るなど、海洋流出を防止する
34 必要があります。また、弁当容器等に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチ
35 ックから代替素材への転換を進める必要があります。

1 ■主な取組

2 ▼生活様式の変化を踏まえ、プラスチック製品を使用する生活スタイルの見直しやプ
3 ラスチック製品の賢い利用を促し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、
4 プラスチックごみのポイ捨て防止やプラスチックごみ回収などへの意識啓発を図り
5 ます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

6
7 ▼ごみ削減に必要な従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、使い捨て
8 プラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など、海洋プラス
9 チックごみの発生抑制、海洋流出防止のための県独自の3つのR（リフューズ、リ
10 ターン、リカバー）を加えて6Rとし、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡
11 県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」を展開します。(くらし・環境部 廃棄
12 物リサイクル課)

13
14 ▼国のプラスチック資源循環の推進方針に則り、事業者によるプラスチックごみの自
15 主回収及び再資源化を推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

16 17 18 19 (2) 廃棄物適正処理の推進

20 ・小柱①事業者指導の強化と優良事業者の育成

21 ■現状と課題

- 22 ➤ 事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出事業者自らの責任において、法に基づき適
23 正に処理しなければなりません。一部の違法・不適正な処理によって、生活環境への
24 悪影響が懸念されています。処理体制の整備や不法投棄等防止のため、事業者指導を強
25 化するとともに優良事業者の育成を図る必要があります。

26 27 ■主な取組

28 ▼廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため電子マニフェストの一層の普及を促
29 進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づく関連事業者への
30 監視、指導や、関係機関等と連携したパトロール等、事業者への指導を強化します。
31 (くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

32
33 ▼一般廃棄物の適正処理を推進するため、広域的・専門的な見地から、市町等に対す
34 る研修会等により、ごみ処理広域化の推進による適正規模の施設整備や維持管理等
35 の指導及び助言を行います。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

36
37 ▼産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努め
38 るとともに、処理状況の透明化を促進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル

課)

▼産業廃棄物の適正処理を推進するため、法令に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、適正処理に関する研修会等を実施するなど、排出業者及び処理業者に対する監視、指導及び助言を行います。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

▼産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者には、行政処分の執行など迅速かつ厳正に対処します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

▼産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る研修会等を開催し、認定業者数の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

▼PCB¹⁹廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者及び使用事業者に対し、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、2027(令和9)年3月までに県内に所在するPCB廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう取り組みます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

・小柱②不法投棄対策の推進

■現状と課題

- 県内の不法投棄の発見件数は減少傾向となっており、大規模案件は減少しているものの、リサイクル、有価物・土砂を称する偽装など、手口が巧妙化し、廃棄物の不適正処理の認定が難しい事案が増加しています。関係機関・関係団体との連携強化やパトロール回数の増加等により早期発見に努めるとともに、不法投棄110番を広く周知するなど、県民総ぐるみの監視体制の強化を図る必要があります。

■主な取組

▼不法投棄の未然防止や早期発見を図るため、捜査機関と連携して、パトロールや立入検査を重点化するとともに、県内市町を始め、不法投棄監視活動に協力する民間団体、警察、海上保安庁などとの連携による統一パトロールの実施や、協定締結など、効率的かつ効果的な監視体制の強化に取り組みます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

¹⁹ポリ塩化ビフェニル：人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動する性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすことが危惧されている。

1 ▼産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な調査を行い、原因者や排出事業者などに対し
2 廃棄物の早期撤去や現場の原状回復を指導します。(くらし・環境部 廃棄物リサ
3 イクル課)

4
5 ▼不法投棄を早期発見するため、市町、関係団体等と協力して広く県民に不法投棄撲
6 滅を呼び掛け、不法投棄の発見や不法焼却などに関する情報を得て迅速な監視、指
7 導を行っていきます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

8 9 10 ・小柱③災害廃棄物の適正処理

11 ■現状と課題

- 12 ➤ 大規模災害時に発生する廃棄物を、関係機関・関係団体と連携して適切に処理するた
13 め、初動対応に必要な事項をあらかじめ定め、発災時には、被害状況を踏まえ、直ちに
14 対応できるよう、災害廃棄物処理計画の充実を図る必要があります。また、単独の市町
15 で処理が困難な場合や、県内だけで処理できない場合に対応できるよう、県内市町等の
16 相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を図る必要
17 があります。

18 19 ■主な取組

20 ▼大規模災害時に発生する廃棄物を関係機関・関係団体と連携して適切、迅速に処理
21 するため、平時から必要事項を定め、発災時に迅速に対応できるよう、情報伝達訓
22 練や職員研修による人材育成などにより、県及び市町の災害廃棄物処理計画の充実
23 を図ります。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

24
25 ▼環境省が設置する災害廃棄物対策ブロック協議会（関東・中部）に参画し、県内市
26 町の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を
27 図ります。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

28 29 30 ・小柱④適正処理体制の充実

31 ■現状と課題

- 32 ➤ 人口減少の進展により、一般廃棄物排出量の減少が見込まれ、効率的な処理施設の運
33 営が求められることから、ごみ処理広域化等の廃棄物を適正に処理するための体制整備
34 が必要です。加えて、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェス
35 トの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づき、
36 関連事業者への監視、指導や関係機関等との連携によるパトロール等を強化する必要が
37 あります。

1 ■主な取組

2 ▼人口減少の進展による、一般廃棄物排出量の減少、処理施設（能力）の余剰の増加、
3 非効率的な施設運営等の課題に対応するため、市町のごみ処理の広域化及びごみ処
4 理施設の集約化を推進します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

5
6 ▼違法な不用品回収業者や不用品回収拠点（ヤード）への対策を講じるため、市町や
7 警察等の関係機関と連携し静岡県不用品回収拠点对策協議会を設置し、研修会や合
8 同パトロールを実施するなどして、監視体制及び指導を強化します。（くらし・環境
9 部 廃棄物リサイクル課）

10
11
12
13 ▼「静岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県内海岸の良好な景観及び環境の保
14 全を図るため、海岸漂着物を処理する市町を支援するとともに、関係者の相互協力
15 を促します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

16 17 18 19 (3) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

20 ・小柱①新たなプラスチック戦略の推進

21 ■現状と課題

- 22 ➤ 国では、世界全体での資源・環境問題のみならず、経済成長や雇用創出等により持続
23 可能な発展に貢献することを目指して、新たなプラスチック資源循環戦略を公表しまし
24 た。これを踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用
25 促進を図るとともに、分かりやすく効率的な分別・リサイクルを推進し、資源としての
26 プラスチックの循環利用を目指す必要があります。

27 28 ■主な取組

29 ▼プラスチック資源の活用に関する県民意識の変容を促すため、使い捨てプラスチッ
30 クを使用しないことや製品購入時の適切な選択、不用なプラスチック製品のリサイ
31 クルの徹底を呼び掛けます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

32
33 ▼プラスチック資源の有効活用を図るため、事業者に対し、使用後に単にごみになら
34 ないような製品設計の配慮や、不用なプラスチック製品のリサイクル製品の自主回
35 収や再資源化の取組を促します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

36
37 ▼プラスチック資源循環法の趣旨に則り、市町のプラスチックごみ分別収集のための
38 基準策定や、住民の適切な分別排出のために必要な分別方法についての情報提供や

1 普及啓発、環境教育などの取組を促進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル
2 課)

5 ・小柱②食品ロス対策の推進

6 ■現状と課題

- 7 ➤ 世界の食品ロスの発生量は食料援助量を大きく上回り、食品ロス削減は国際的な課題
8 となっています。食品ロス削減は一般廃棄物の削減の観点からも重要であることを踏ま
9 え、個人や事業者等のあらゆる主体が食品の生産、流通、販売、消費等のライフサイク
10 ル全体で食品ロス削減に取り組むよう意識啓発を図る必要があります。

11 ■主な取組

12 ▼家庭及び事業所からの食品ロスを削減するため、食材や製品原材料がごみになる前
13 に有効活用される工夫の取組を推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

14 ▼賞味期限がまだ残っている食品を捨てずに有効活用するため、フードバンクの利用
15 促進を通じた食品ロス削減の取組を呼び掛けます。(くらし・環境部 廃棄物リサイ
16 クル課)

17 ▼食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育
18 等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図り
19 ます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

20 ・小柱③循環産業の振興支援

21 ■現状と課題

- 22 ➤ 世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、
23 新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図っていく必要があ
24 ります。また、静岡県リサイクル製品認定制度を活用して環境配慮型製品を製造する企
25 業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図る必要があります。

26 ■主な取組

27 ▼産業界や学会と連携し、新たな環境関連技術、製品の創出や既存の技術等の普及、
28 促進や人材育成を図ります。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

29 ▼バイオマスによる発電設備や熱電併給設備（コージェネレーションシステム）等の
30 導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。(経済産業
31 部 エネルギー政策課)

1
2 ▼環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開
3 拓、資金繰り等の一貫した支援を行います。(経済産業部 新産業集積課、経営支援
4 課、商工金融課)

5
6 ▼リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であるこ
7 とを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会
8 など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼
9 び掛けます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

11 12 ・小柱④住民等への啓発、関係機関との連携強化

13 ■現状と課題

- 14 ➤ 廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち、主体的に行動できる人材を育成するた
15 め、子どもたちへの教育をはじめ、地域社会に根ざした環境教育や、消費者の視点で環
16 境に配慮した行動のための消費者教育を推進する必要があります。また、県庁内関係各
17 課との連携はもとより、環境・資源等に関する団体や企業等との連携を強化し、廃棄物・
18 リサイクルに係る課題等に一丸となって取り組み、施策を推進する体制を構築する必要
19 があります。

20 21 ■主な取組

22 ▼サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童生徒を
23 はじめとする若い世代や消費者等を対象とする、デジタルツールを活用した啓発講
24 座や研修会等を実施します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

25
26 ▼食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育
27 等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図り
28 ます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

29
30 ▼市町・一部事務組合、近隣県や各種団体等外部との連携を強化し、循環型社会形成
31 に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じます。(くらし・環境
32 部 廃棄物リサイクル課)

1 (4) 自然資源の循環

2 ・小柱①森林資源の循環利用の促進

3 ■現状と課題

- 4 ▶ 県産材の安定供給と需要拡大に取り組んだ結果、木材生産量は着実に増加しています。
5 森林資源量は年々増加し、木材として利用できる資源が充実する一方、循環利用に向け
6 ては、高い林齢に偏った資源構成の平準化が必要です。木材生産の効率を高めるために
7 も、主伐とその後の再生林を促進する必要があります。二酸化炭素を吸収・固定した森
8 林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林
9 整備等と併せて、都市部等での建築物の木造化・木質化など、県産材の一層の利用拡大
10 が重要です。さらに、化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで二酸化炭素
11 の排出削減に寄与する木質バイオマスの供給拡大も求められています。

12 ■主な取組

- 13 ▼公共施設整備や土木工事における県産材の率先利用とともに、住宅や非住宅建築物
14 における県産材製品の利用を促進します。(経済産業部 林業振興課)
- 15
16 ▼県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及
17 に取り組みます。(経済産業部 林業振興課)
- 18
19 ▼県産材の安定的な供給体制を確立するため、デジタル技術や先端技術の実証と普及
20 により、現場実装を促進し、林業経営の生産性や労働安全性の向上を図る林業イノ
21 ベーションを推進します。(経済産業部 森林計画課)
- 22
23 ▼森林施業の集約化、路網整備、機械化等を一体的に促進します。(経済産業部 森林
24 整備課、林業振興課)
- 25
26 ▼県内各地に生産団地を設定し、持続可能な森林経営に基づく世界基準の森林認証取
27 得と、森林認証材の供給基盤の整備を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林
28 整備課)
- 29
30 ▼木質バイオマスを安定供給するため、林地残材、広葉樹等の未利用資源の供給体制
31 整備を促進します。(経済産業部 森林整備課)
- 32
33 ▼植栽から収穫までの循環サイクルを早めた木質バイオマス用材等を生産する早生樹
34 等の森林の造成・育成を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林整備課)
- 35
36
37
38

1 ・小柱②健全な水循環の保全

2 ■現状と課題

3 ➤ 生活や産業活動の基盤となる水資源について、将来にわたる持続的な利用を可能に
4 するため、水循環の健全化に配慮し、適正な水利調整を引き続き行い、渇水時の給水
5 制限を回避することが必要です。また、地下水の適正利用のための観測体制の強化や
6 水資源に関する普及啓発が必要です。

7

8 ■主な取組

9 ▼県民共通の財産である水資源を守り、健全な水循環を保全するため、基本理念を定
10 め健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進します。(くらし・環境部 水利
11 用課)

12

13 ▼水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する各種啓発活動や広
14 報活動を実施します。(くらし・環境部 水利用課)

15

16 ▼渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改
17 良区、水道事業者等の利害関係者との適宜適切な調整を行います。(くらし・環境部
18 水利用課)

19

20 ▼地下水の保全と持続的な利用の両立を図るため、適切な地下水管理を推進します。
21 (くらし・環境部 水利用課)

22

23 ▼県地下水条例に基づき揚水量の遵守を指導するとともに、アセットマネジメントに
24 よる地下水位計の計画的な更新及び地盤沈下調査への人工衛星画像解析の導入によ
25 り、観測体制を強化し、地下水障害を防止します。(くらし・環境部 水利用課)

26

27 ▼生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既
28 設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理を推進します。(交通基盤部 河川企画
29 課)

30

31

32 ・小柱③森・里・川・海の保全

33 ■現状と課題

34 ➤ 森(里地・里山を含む)の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質は、海の生態系の
35 維持のために重要であり、本県の豊かな海の恵みを将来世代に継承するため、森・里・
36 川・海をつながりに関する科学的知見を踏まえた施策を推進する必要があります。

37 ➤ 里地・里山・里海では、長年にわたる人と自然の関わりを通じて、豊かな自然環境が
38 形成され維持されてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化等により、人の手が入ら

1 なくなり、自然環境が損なわれるおそれが生じています。こうしたことを踏まえ、地域
2 住民等による保全活動や農山村振興などの様々な取組と連携しながら、里地・里山・里
3 海の保全活用を効果的に推進する必要があります。

- 4 ▶ 農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組が求められることを踏まえ、
5 農業者による環境保全型農業の必要性の理解、実践するための技術的普及や消費者への
6 理解を促進することが必要です。また、水産資源の適正な管理や維持・増大に努め、持
7 続可能で自然と共生した水産業を推進することが必要です。

9 ■主な取組

10 ▼森（里地・里山を含む）の豊かな土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質と海の生
11 物生産との関係に関する科学的知見の充実を促進するとともに、森・里・川・海の
12 つながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践
13 を推進します。（くらし・環境部 環境政策課、経済産業部 水産資源課）

14
15 ▼森づくり団体の活性化のため、生物多様性の保全等に効果的な活動の知識、技術の
16 向上や、都市住民、企業との連携等を支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい
17 課）

18
19 ▼県民の保全活動への理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携
20 と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

21
22 ▼水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等
23 の適切な森林整備や森林の若返りを図る主伐・再造林の促進、森の力再生事業によ
24 る荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理に取り組みます。（経済産業部 森
25 林計画課、森林整備課、森林保全課）

26
27 ▼県民との協働により、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地・干潟や篠原海岸など
28 の砂浜で、多様な自然環境の保全・再生を促進します。（交通基盤部 河川海岸整備
29 課）

30
31 ▼農業・農村の多面的機能と持続性を確保するため、多様な関係者が連携し、地域資
32 源の保全と活用を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「美農里プロジ
33 ェクト」等の地域ぐるみの活動を支援します。（経済産業部 農地保全課）

34
35 ▼自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多
36 自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推
37 進します。（経済産業部 農地計画課）

1 ▼山村地域の住民が協働して行う里山林の継続的な保全管理や利用等の活動や、都市
2 部との交流による「関係人口」の拡大の取組を促進します。(くらし・環境部 環境
3 ふれあい課)

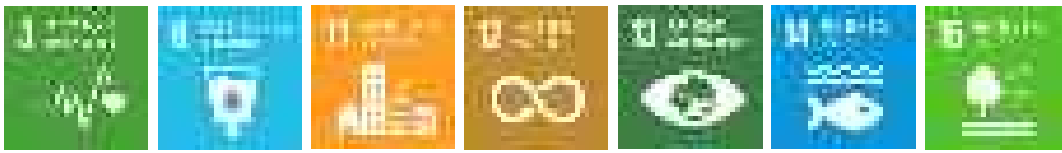
4
5 ▼環境と調和した農林水産業を実現するため、有機農業をはじめとした持続可能な農
6 業の実践を推進するとともに、水産資源の適正管理や維持・増大に努めます。(経済
7 産業部 地域農業課、水産資源課)

8
9 ▼農薬の適正使用や低リスク農薬への転換、天敵等を含む生態系の相互作用を活用す
10 る技術の導入を推進します。(経済産業部 地域農業課)

11
12 ▼肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源の活用を推進します。(経済産業部 地
13 域農業課、畜産振興課)

14
15 ▼キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主
16 的管理の促進のため、I C Tやビッグデータの利活用に関する研究を実施し、漁獲
17 情報の集約などの新たな仕組みづくりや制度の改善に取り組みます。(経済産業部
18 水産振興課、水産資源課)

3 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～



県民生活に欠かすことができない「命の水」は、河川の流域を中心に適切に保たれた状態で健全に循環することで、地表水又は地下水として県民の暮らしに潤いを与え、産業の発展などに重要な役割を果たしてきました。しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動などの要因により、渇水、生態系への影響などの問題が顕著となっています。また、水質・大気・土壌等の県民の安全・安心な暮らしの基盤となる生活環境は、いったん環境汚染が進むと改善までに時間を要し、日々の暮らしや経済社会活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、「命の水」を守る健全な水循環の確保に向けた取組を進めるとともに、水・大気等の環境保全に必要な継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等を着実に推進し、将来にわたり県民が安全・安心に暮らすことができる良好な生活環境を確保していきます。

成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域数（達成率）	5地域 （100%） （2020年度）	毎年度 5地域 （100%）	毎年度 5地域 （100%）
水質が改善した河川数（河川）	0河川 （2020年度）	12河川	12河川

（1）「命の水」と健全な水循環の確保

・小柱①水資源の適正な管理と有効利用の促進

■現状と課題

- 生活や産業活動の基盤となる水資源について、将来にわたる持続的な利用を可能にするため、水循環の健全化に配慮し、適正な水利調整を引き続き行い、渇水時の給水制限を回避することが必要です。また、地下水の適正利用のための観測体制の強化や水資源に関する普及啓発が必要です。

■主な取組

- ▼県民共通の財産である水資源を守り、健全な水循環を保全するため、基本理念を定め健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進します。（くらし・環境部 水利

1 用課)

2
3 ▼水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する各種啓発活動や広
4 報活動を実施します。(くらし・環境部 水利用課)

5
6 ▼渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改
7 良区、水道事業者等の利水関係者との適宜適切な調整を行います。(くらし・環境部
8 水利用課)

9
10 ▼地下水の保全と持続的な利用の両立を図るため、適切な地下水管理を推進します。
11 (くらし・環境部 水利用課)

12
13 ▼県地下水条例に基づき揚水量の遵守を指導するとともに、アセットマネジメントに
14 よる地下水位計の計画的な更新及び地盤沈下調査への人工衛星画像解析の導入によ
15 り、観測体制を強化し、地下水障害を防止します。(くらし・環境部 水利用課)

16
17 ▼農業用水を安定的に供給するため、老朽化した基幹農業水利施設について、UAV
18 (無人航空機)等の新技術を活用し機能診断の省力化と精度向上を図るとともに、
19 ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント手法の活用により、効率的
20 な更新整備を推進します。(経済産業部 農地整備課)

21
22 ▼生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既
23 設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理を推進します。(交通基盤部 河川企画
24 課)

25
26 ▼リニア中央新幹線の整備に伴う大井川の水資源の減少を防ぐため、利水団体、関係
27 行政機関等とともに事業者に対し、水資源の確保を求めます。(くらし・環境部 水
28 利用課)

29
30
31 ・小柱②水道水等の安定供給の確保

32 ■現状と課題

- 33 ➤ 人口減少等による水道料金の収入減に加え、高度成長期に整備された水道施設は老
34 朽化が進んでおり、多くの施設で更新や耐震化が必要となっていることを踏まえ、国
35 の補助制度の活用等について水道事業者を支援し、水道施設の計画的な更新、耐震化
36 を促進する必要があります。